

平成27年度第1回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 平成27年(2015年)8月17日(月) 13:30~17:00

2 場 所 長野県庁 西庁舎 301号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 長野県環境影響評価条例の改正について

(2) その他

4 出席委員(五十音順)

梅 崎 健 夫
大 窪 久 美 子
小 澤 秀 明
片 谷 教 孝 (委員長)
亀 山 章
陸 齊
佐 藤 利 幸
塩 田 正 純
鈴 木 啓 助
富 樫 均
野 見 山 哲 生

5 欠席委員(五十音順)

中 村 寛 志
中 村 雅 彦
花 里 孝 幸

事務局
寒河江
(県環境政策課)

ただいまから、平成27年度第1回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。
私は、しばらくの間進行を務めさせていただきます、長野県環境政策課の寒河江と申
します。よろしくお願ひいたします。
はじめに、長野県環境部政策課長の林より御挨拶申し上げます。

事務局
林
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課長の林雅孝でございます。
本日は、本年度第1回の技術委員会の開催になりますので、会議に先立ち一言御挨拶
申し上げます。委員の皆様方には、大変ご多忙のところ、長野県環境影響評価技術委員
会に御出席を賜りましてありがとうございます。また、日頃から本県の環境行政の推進
に多大な御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼を申し上げる次第
でございます。
さて、本委員会は知事が事業者に対して環境保全の見地からの意見を述べる際に、専
門的・技術的な観点から御意見を伺うため、長野県環境影響評価条例に基づきまして設
置しており、昨年度は3つの案件について計8回の委員会を開催し、御審議いただいた
ところです。
本年度も中部横断自動車道、伊駒アルプスロード、穂高広域施設組合ごみ処理施設等
の方法書が秋以降に提出される予定でございます。本日の委員会でも御説明を申し上げ
ます。ニア中央新幹線につきましても、知事意見で事業者に求めた追加調査の結果を
御確認いただくなど、多くの審査をお願いすることが見込まれています。
また、本県の環境影響評価制度の見直しにつきましては、本委員会の下に専門委員会
議を設けまして御議論をいただき、見直し(案)をとりまとめたところでございます。
他県の制度と比較いたしましても手厚く、事業者の環境への配慮をより促すことので
きるものとなっていると考えております。この条例、施行規則の改正に伴います、環境影
響評価技術指針・技術指針マニュアルの改正につきましても、秋以降に本委員会で御審
議いただく予定でございます。
委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中とは存じますが、専門的な見地から御
審議いただきまして、事業者による環境保全への配慮が適切に行われますよう忌憚のな
い御意見、御指導を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。
本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

事務局
寒河江

それでは委員会開会にあたりあらかじめお願ひ申し上げます。傍聴にあたりまして
は、傍聴人心得を遵守してくださるようお願いいたします。また、報道の方のカメラ撮
影につきましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、御
了承ください。
議事に入ります前に本日の欠席委員を御報告いたします。中村寛志委員、中村雅彦
委員及び花里委員から都合により御欠席という御報告をいただいております。
これから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表され
ます。ホームページでの音声の公開、会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも
発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。
それでは、条例の規定によりまして、委員長が議長を務めることになっておりますの
で、片谷委員長に議事の進行をお願いいたします。

片谷委員長

皆様、御多忙の中、お盆明けすぐの時期にお集まりいただきましてありがとうございます。
早速、議事に入らせていただきますので、御協力お願ひいたします。はじめに本
日の会議の予定と配布資料について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局
仙波
(県環境政策課)

長野県環境部環境政策課環境審査係長の仙波道則と申します。よろしくお願ひいたし
ます。事務局から、本日の会議の予定とお手元の資料について、簡単に説明させていた
だきます。
本日の予定ですが、最初に議事(1)「長野県環境影響評価条例の改正について」資

料1から資料4により、専門委員会議でとりまとめた内容を事務局から説明し、御質問、御意見等をいただきます。その後、議事(2)「その他」においてJR東海が提出した動植物の確認調査結果を事務局から説明し、御意見等をいただき、概ね16時には会議を終了する予定としております。

次に、本日の会議資料ですが、会議次第に記載のとおりお手元に資料1から資料5を配布させていただいております。資料1「環境影響評価制度の見直し(案)について」は長野県環境影響評価条例に関する専門委員会議での検討結果の概要をまとめた資料であり、資料1-1としてパブコメ等の結果を添付しております。資料2「法改正に伴う手続の導入について(案)」ですが、法改正に伴い新たに導入された手続について条例アセスへの導入の検討結果を取りまとめた資料であり、補足資料として資料2-1と2-2を添付しております。資料3「他自治体を参考にした新たな手続の導入について(案)」は他自治体において導入されているアセス手続について、条例アセスへの導入の検討結果を取りまとめた資料であり、補足資料として資料3-1を添付しております。資料4「条例対象事業の種類・規模の見直しについて(案)」は、条例アセスの対象事業の追加・変更の検討結果を取りまとめた資料であり、補足資料として資料4-1から4-3を添付しております。資料5は議事(2)のその他において説明するJR東海が実施した動植物に係る確認調査結果でございます。補足資料として資料5-1を用意しております。それから委員限りで資料として事前に関係委員に伺った御意見をまとめたものも添付しております。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。御手元に資料は揃っておりますでしょうか。それでは、早速審議を始めたいと存じます。

議事(1)の「長野県環境影響評価条例の改正について」ということで、まず資料1の説明を事務局からお願いいたします。

事務局
仙波

資料1に今回の環境影響制度の見直しについてまとめてありますので、御説明をさせていただきます。資料の説明に入る前に条例改正のこれまでの経過について簡単に御説明いたします。

本年3月の技術委員会において条例改正の必要性について御説明をいたしまして、併せて条例改正のため専門委員を置くことについて御了承いただきました。それを受けて、アセスの専門家、法律家、企業関係者それから市町村の職員の方から構成される「長野県環境影響評価条例の改正に関する専門委員会議」を設置して、検討を進めてまいりました。その専門委員ですが、アセスの専門家としては片谷委員長に、法律家としてはアセス制度にも造詣が深い弁護士の大井基弘氏、企業関係者としてはセイコーエプソンの企画渉外部役員補佐の平林靖久氏、市町村職員の方からは太陽光発電を担当する部署から大町市の川上建設課長と飯島町の大久保住民税務課長にそれぞれお願いいたしました。専門委員会議は5月21日、6月19日、7月24日の計3回開催いたしまして、本日御説明する見直し案をとりまとめたいただきました。併せて見直し案について県民の皆さんの御意見を広くお聞きするため、6月23日から7月22日の間でパブリックコメントを実施いたしまして、その内容についても資料1-1としてお付けしております。

それでは資料の説明に入らせていただきます。資料1を御覧ください。1の見直しの理由ですが、本県では平成11年6月に環境影響評価条例を環境影響評価法と同日に施行いたしまして、法と条例の一体的な運用を図ってまいりました。それ以降は平成19年10月に風力発電を条例対象事業に加えましたが、それ以外には大きな見直しをせずに現在に至っています。法では、平成25年4月に新たな手続である計画段階環境配慮手続が導入されました。合わせて大規模太陽光発電事業の出現など、本県の環境影響評価制度をめぐる大きな変化が生じてきているため見直しを行うことといたしました。

2の主な見直し案の内容ですけれども、大きく分けまして(1)の法改正に伴う手続の導入、(2)の他自治体を参考にした新たな手続の導入、(3)の条例対象事業の拡大となっています。細かくは後ほど資料2から4でそれぞれ御説明しますので、ここでは簡

単に概要だけ御説明させていただきます。法改正に伴う手続の導入については、計画段階環境配慮書手続が一番大きな内容となっており、事業の計画段階から環境配慮を行うことで、環境影響のより一層の回避・低減ができるものとなっています。そのため、本県においても積極的に導入することを検討いたしました。具体的には、配慮書の作成の義務付けとして、第一種事業については義務規定としております。第二種事業については、法においては任意規定になっていますが、本県の条例では国や地方公共団体等が行う場合は義務として、それ以外の民間事業者であっても努力義務規定にしようと考えております。イの計画段階環境配慮書に係る手続ですが、知事意見の提出、関係市町村・技術委員会からの意見聴取、事業者が行う住民からの意見聴取については、義務規定としていきたいと考えております。

(2)の他自治体を参考にした新たな手続の導入ですが、一番大きな内容といたしましては、アに記載しております事後調査に係る手続の充実です。事後調査の重要性に鑑みまして、事後調査計画書の作成・公表、事後調査報告書の公表や意見聴取等の手続を義務規定として積極的に導入し、事後調査関係の手続の充実を図ってまいりたいと考えております。イについてですが、後ほど条例対象事業のところでも御説明いたしますけれども、今後、第2種事業の判定手続が大きく取り上げられる可能性もございます。そのため、専門的・客観的に判断できますように、判定の際に技術委員会からの意見を聴取するという規定を新たに設けたいと考えております。ウの法対象事業に対する条例手続の適用ですが、一般的には条例対象事業より法対象事業の方が規模が大きいため環境への影響も大きいと考えられますが、現行の制度ですと法より条例の方がより細かい規定を置いている部分がございます。そのため、他県の事例も参考にして法の趣旨に反しない範囲で、条例の規定を法対象事業に対しても出来る限り適用したいと考えています。

(3)の条例対象事業の拡大ですが、こちらについては自然エネルギーや再生可能エネルギーの進展・拡大が見込まれることから、太陽光発電所の対象化を含めて「電気工作物の建設」について規定を整備したいと思います。また、太陽光発電のように、今後想定していない大規模な開発事業が出現したときにも速やかに対応できるように、概括的な対象事業の規定も新設したいと考えております。具体的な内容についてはその下の表を御覧ください。電気工作物の建設のところでは現行の条例では風力発電所のみが対象事業になっていますが、水力発電所・地熱発電所・太陽光発電所・送電線路について新たに対象事業として加える予定です。風力発電所については、条例の方が先行して対象事業としましたが、法でも対象事業になった現在では規模要件が第1種事業で10,000kWと同じになっている状況です。そのため、他の事業と同様に規模要件を見直しています。規模要件についてですが、基本的には法対象事業の第1種事業の50%にする考え方で、水力発電・風力発電・地熱発電についてはそれぞれ規定をしております。太陽光発電ですが、こちらは出力で規定するのではなく、敷地の面積で規定しています。当県の場合ですと、敷地面積の標準的なものが第1種事業が50ha、第2種事業が30haになりますが、森林の区域等を対象にした第2種事業において、太陽光発電では森林地域での開発が想定されますので、30haより厳しい条件で20haとしております。また、敷地面積ですので、実際に土地の形質変更が行われる面積ということではなく、敷地全体で捉える考え方となっています。送電線路については、後ほど御説明するように多くの都道府県で対象になっているわけではありませんが、山梨県、岐阜県、群馬県など長野県の周辺の県で対象事業としている例が多い状況にあります。アセス対象になるような大規模な送電線というのは、都道府県をまたいで設置される場合が多いということ considering 他県と同様の規制をしたいと考えております。規模については、他の自治体の状況や、電気事業法の中で電圧の大きいものは他の建物との距離の基準が厳しくなっていますので、環境影響が大きくなると想定されるものを規定しています。また、巨長についても、近県を参考に設定しているという状況です。最後の「工作物の用に供する一団の土地の造成」という部分が概括的な対象事業という部分です。面的開発事業につきましては、今までの条例では例えば工業団地の造成、住宅団地の造成、あるいはスキー場・ゴルフ場の建設といった形で、土地の開発の目的を規定する形で面積要件を決めておりました。しかし、

今回このような形で、目的を問わない開発事業について対象にするよう考えています。面積要件につきましては事業の種類が想定できないため、条例で標準的な土地の面積として定めている50haと30haを、第1種、第2種それぞれの要件にしております。

3の今後のスケジュールですが、先ほど申し上げたように専門委員会議での検討、それから見直し案に対するパブリックコメントを実施したところでございまして、本年中には条例の改正を行うように考えております。また、公布から施行までの期間ですが、計画段階環境配慮書手続については全く新しい手続を導入するため、他県や国の状況を鑑みまして公布から1年程度の期間をおく必要があると考えております。それ以外の手続の導入や対象事業の拡大については、風力発電所の際の期間等を勘案いたしまして、公布から3ヶ月程度の時間をおいて施行することを予定しております。年内の改正ということですので、対象事業の拡大等については遅くとも年度内には施行されるというスケジュールで検討しているところです。

資料1-1ですが、パブリックコメント等の内容に対する県の考え方の案をまとめた資料です。こちらについては、本日の御意見も踏まえて県の考え方を決めようと考えています。パブリックコメントについては、6月23日から1ヶ月間実施いたしまして、5名の方から計22件の御意見をいただいております。県の条例ですとあまり意見が出ないことも多いのですが、多くの御意見をいただきました。主なものを簡単に説明させていただきます。先ほども説明いたしましたけれども、配慮書手続について国や地方公共団体が実施する場合には第2種事業であっても義務付けますが、民間事業者であっても義務付けるべきという御意見をいただいております。民間事業者に対して義務付けることになると、計画段階で事業計画等の情報が明らかになり企業活動に支障が生じるということもございまして、すべて義務付けるのは難しいと考えており、努力義務として規定する予定としております。ただし、配慮書手続は民間事業者であってもすべての事業者が実施することが望ましいということは申し上げるまでもないことですので、できるだけ多くの事業者が実施していただける制度を導入していきたいと思っております。

2は絶滅危惧種が生息する土地などが事業計画地に含まれる場合について、事業実施面積に問わず条例対象にしてもらいたいという御意見です。こちらについては、環境影響評価制度というのは規模が大きく、環境影響が著しいものとなる可能性がある事業に対して実施するものですので、すべての事業を対象事業にするのは難しいということとございます。ただし、対象にならない場合であっても、事業者による環境保全への一定の配慮は当然必要となりますし、絶滅危惧種については個別の関係法令の中で適切に対策が講じられるものと考えております。

3は送電線路の関係でいくつか御意見をいただいております。もう少し規模の小さいものまで対象にすべきということ、山脈や山地やその主稜線を超える送電線は対象にすべきということ、それから一体的に整備されるものはすべて対象にすべきという御意見をいただいております。これにつきましては、送電線路を対象とした理由として、都道府県にまたがるような送電線路を設置する場合に長野県だけ対象にならないという状況のため、他県との均衡という部分を重視して設定している部分がございます。送電線路そのものについては当然県民の経済活動を支える重要なインフラですので、長野県だけ過度に規制を厳しくするというのも望ましくないことから、現状の案のとおりにしたという見解でございます。

4については、太陽光発電の面積要件についてももう少し厳しい設定をすべきという御意見です。それから土石流危険区域、土砂災害警戒区域など土砂災害危険区域についても、規制を厳しくすべきではないかという御意見になっております。面積要件については、当県の標準的なものである第1種事業50ha、第2種事業30haに対して、第2種事業が対象になる森林の区域についてはさらに厳しい基準を設定しています。御意見の中で10haという基準に言及している部分がありますが、これは今の条例対象事業の中でも「その他のスポーツ又はレクリエーション施設」は多様な開発形態が想定される事業ですので、土地の形質変更の面積が少ない事業が敷地面積だけで対象事業となることがないように規定しているものです。敷地面積30ha以上かつ土地の形質面積10ha以上という

形で2重の基準を設けることによって、土地の形質変更の小さい事業が対象にならないようにするという趣旨で定められています。太陽光発電については、敷地の面積だけで、改変面積は問わず20ha以上は対象にするということで考えておりますので、実際は土地の形質変更10ha以上というスポーツ・レクリエーション施設よりも厳しい基準であるということで回答しています。また、土砂災害等の関係ですが、基本的に環境影響評価制度は環境保全の見地から検討するものですので、それだけをとらえて対象にするのはやはり難しいという部分がございます。御承知のとおり、実際アセスの対象となった場合の検討においては、地形・地質の部分で防災の観点からも検討は行っていますが、規模要件の部分で考慮するというのは難しいということです。

5、6も今申し上げた土石流災害についての御意見ですが、防災の観点からの対応については、森林法等の法律に基づく開発許可において担保されていることを回答しております。

7は新たに設ける概括的な対象事業の規模要件について、もう少し厳しくすべきという御意見です。こちらについては対象事業が具体的に想定できないことを考えれば、標準的な面積要件を適用するのが適当ではないかということで見解を記載しております。

8、9は専門委員会議の中でも御意見があったところですが、太陽光発電所については事業の特性として分割して設置するということが非常に容易です。アセス逃れが行われないように対応を検討すべきという御意見でございます。これはもっともな御意見で、環境への影響を十分踏まえて条例が適切に適用されるような運用を検討してまいりたいと思います。

10、11は改正条例の適用時期の関係ですが、こちらについては環境影響条例第29条で知事は対象事業の実施に必要な許可、認可その他の行為の権限を有する者に対して、評価書の写しを送付し、許認可等の行為を行うに当たり、評価書の内容について配慮するよう要請することを規定しています。逆に言えば、この許認可等の行為が既に行われているものについては、アセスの対象にはならないということで整理しており、風力発電所を対象事業に追加する際も同様に規定しております。今回の対象事業の追加も改正条例の施行日前に、対象事業の実施に必要な許認可等がなされた事業については改正条例の規定は適用しないという形の経過措置を設ける予定としております。

12以降はその他ということで整理していますが、この技術委員会についても意見をいただいております。14名という人数では十分とはいえないのではないかと御意見です。特に御意見にあるような動物・植物の部分については、多くの委員の方に担当していただいておりますし、現地調査も実施して実際の状況を確認していただいております。専門の事項をする必要があるときは、専門委員を置いて対応するという規定もございますので、審議に必要な体制は確保されていることを回答しています。

13、14については、ゲリラ豪雨等の防災の観点からの対応についてですが、こちらについては先ほどと同じように森林法等の法律に基づく開発許可において担保されているということがございます。最近の対応といたしまして、流域開発に伴う防災調整池等の技術基準の中で、対象降雨の基準の引き上げも行われています。

耐震性という部分でも御意見いただいておりますが、こちらについても建築基準法等の他の法律により担保されているということでございます。

18でリニア新幹線の運行に欠かせない変電所や送電線についてアセスメントの対象になっていないというのは甚だ疑問である、という御意見をいただいております。こちらについては、現在、中部電力が変電所や送電線を設置する計画が新たに出てきていますので、それに対する御意見かと思えます。送電線については今回新たなアセスの対象に加えていますので規模要件で該当すれば対象とすることになります。そういったことも含めて適切な対応をしていきたいと考えております。

2については、市町村への意見照会ということで、パブリックコメントと合わせて市町村にも御意見をお伺いしましたのでその内容をまとめたものです。1は送電線の設置でリニアに関係するところですが、第2種の要件の中にエコパークやジオパーク等の国内外から環境認定された地域における15万V以上かつ1km以上という基準を設けられ

ないかという御意見です。本県の条例の中で第2種事業の設定というのは、見解に書いてある一定の要件に合致する場合に設けているということでございます。合わせて送電線については、先ほど申し上げたようにある程度県外との均衡ということを考えて上で規模要件を設定しています。3では、太陽光発電の見直しを早期に行ってほしいというような御意見もいただいております。

3、4につきましては、パブリックコメントとは別に専門委員会議での御意見や、長野県環境審議会で説明した際にいただいた御意見をまとめたものです。資料1-1の説明は以上でございます。

片谷委員長

ありがとうございました。それぞれの細かい内容につきましては資料2以降で説明がありますので、資料1につきましては全体的な枠組みの部分について、御質問や御意見を承ります。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

努力義務規定と義務規定の違いについて説明をお願いします。

事務局
仙波

第1種事業のように要件に該当すれば必ずアセス手続を実施しなければならないというのが義務規定です。努力義務規定は「実施するよう努めることとする。」ということになりますので、義務ではありませんが、できるだけ実施するよう求める規定です。任意の規定よりは強い規定となっています。

鈴木委員

2の(1)のアでは努力義務規定と記載されていますが、イの内容をみると義務規定と規定されており、どの範囲までが義務規定となるのかが良く分かりません。配慮書が提出されなかった事業について、技術委員会等から意見聴取などを行うのでしょうか。

事務局
仙波

2の(1)のイは配慮書が提出された場合の手続を記載しています。第2種事業で配慮書手続が行われない事業については適用されません。配慮書が提出された場合は、市町村や技術委員会、住民からの意見聴取を必ず行うという意味です。

片谷委員長

よろしいですか。それでは他に御質問や御意見を承ります。

専門委員会議の設置についての承認を技術委員会でもいただいた際にも趣旨説明はありましたので、見直しが必要とされた経緯につきましては御了解をいただいているかと思っておりますので、資料1では今回のこういった枠組みでの見直し(案)の内容を御確認いただく形になります。専門委員会議では私も出席しておりましたので、その中でも申し上げたこととなりますが、資料1-1の意見4の県の見解の最後に記載されている内容ですが、「環境影響評価制度の対象とならない場合も、事業者による環境保全への一定の配慮は当然行われるべきもの」について、個人的には一番重要だと考えています。規模要件を設けると、規模要件未満の事業では環境への配慮を何もしなくてよいと受け止められることがあり、そのために要件を厳しくするようといった御意見が出てきているのだと思いますが、どんなに小規模の事業でも環境への影響は少なからずあり、保全措置を実施するということが良識ある市民の義務であり、その考えを前提にアセス制度が成り立っているのだと思います。したがって、規模要件については他県の例を参考に、法の制度との整合性を基に決めたものであり、当然ながら規模要件に合致しない事業というのは今後も多く出てくると思われませんが、そういった事業についても自主的に環境への配慮を行ってもらうという前提の基にこの条例の見直し(案)の枠組みが提案されています。専門委員会議に出席していた委員として補足します。

鈴木委員をお願いします。

鈴木委員

資料1-1の意見12のその他において、技術委員会の構成について、敬称略で失礼しますが、大窪、亀山、佐藤、中村(寛)、中村(雅)、花里の6名が動植物、生態系の専門家ではないでしょうか。

事務局
仙波

杓子定規のお答えになってしまいますが、亀山委員は景観の担当委員として整理させていただいておりますので、5名となります。

片谷委員長

それぞれの委員の専門分野は主たる分野という趣旨であり、担当分野が明確に分かれているわけではありません。亀山委員は動植物、生態系についても知見をお持ちですが、主たる分野が景観となりますので、動植物、生態系を担当されているのが5名となります。鈴木委員よろしいでしょうか。

他に御発言がありませんようですので、資料2以降の個別の説明の中で改めて質問をさせていただきたいと思います。それでは資料2から4についての説明を事務局からお願いします。

事務局
仙波

資料2「法改正に伴う手続の導入について（案）」をお願いいたします。こちらについては先ほど御説明したとおり、計画段階環境配慮書手続の導入というのが一番大きな内容となっております。法対象事業で平成25年4月から導入されている「計画段階環境配慮書手続」については、①事業の検討段階から環境配慮を行うことで、環境への影響をより回避・低減できること、②全国でも多くの自治体（23都道府県・13政令市）で取り上げられていることから、本県においても、事業者の負担に配慮しつつ、積極的な導入を図るものです。

資料2-1に計画段階環境配慮書手続について概要をまとめておりますので、そちらを御覧ください。計画段階環境配慮書とは、囲みの中にございますように、事業計画の柔軟な変更が可能な早期の段階において、事業の位置、規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うというのが内容でございます。これによって事業の実施による重大な環境影響を回避・低減するということが一番の目的でございます。環境影響評価法ではすでに導入されているということで【参考】のところに手続の流れが記載されています。従来、方法書手続から始まっていたものの前に、配慮書手続が設けられるという形です。2に計画段階環境配慮書の具体的な内容として記載してありますが、まず「事業の位置・規模」又は「建造物等の構造・配置」に関する複数案を設定することを基本としています。複数案を設定できない場合は理由を明記していれば単一案として認められます。2の（2）調査・予測・評価では、重要な影響を受けるおそれのある環境要素を選定いたしまして、原則として既存の資料により環境要素や自然的・社会的な状況を調査して、事業による影響を可能な限り定量的に予測し、最終的には複数案における重大な環境影響の比較整理により評価を行うというものです。その内容について、その下に例示として表で記載しています。先ほど単一案も可能と申し上げましたが、その場合はその単一案が重大な環境影響の回避・低減を図っているかを評価することになります。【評価のイメージ】ですが、道路事業であれば上の図のようにルートの複数案について比較検討することになりますし、その下は本県で案件の多い廃棄物焼却施設についてですが、この場合は位置の複数案で比較を行います。ここでは、具体的な環境影響として、騒音や重要種への影響、景観をとらえていますが、それぞれの項目について比較していくという形になります。

3は都道府県の状況について記載しています。要綱での導入も含めて既に導入済のところは22、熊本県では平成28年4月1日からの導入が予定されており、それを含めて23となります。一方で導入しない予定のところも11ありますが、一番大きな理由としては法第2種事業においても任意の規定になっていることを考えると、法対象事業より規模の小さい条例対象事業に配慮書を導入するというのは過度な負担になるのではないかと。また、企業活動に支障が生じるのではないかとということや、特に東北地方では導入していない県が多い状況も踏まえて導入していないということ。長野県の場合は自然環境が非常に豊かであることから、積極的に導入すべきということで今回検討しております。

資料2に戻りまして、具体的な内容について先ほど簡単に説明いたしましたが、もう

少し詳しく説明いたします。囲みの中で（１）は計画段階環境配慮書の作成ですが、第１種事業については法と同様に義務規定にいたします。第２種事業については、法では任意規定ですが、本県の条例では長野県、国、他の地方公共団体等が事業者の場合は義務規定、それ以外の場合は努力義務という形で規定します。このように積極的に規定しているところは都道府県レベルでは他にはありません。ここで地方公共団体等については、枠外の※１に記載してありますが、「等」は県、国、他の地方公共団体と同視できるものを規則で規定するというので、具体的には独立行政法人などを想定していません。ウの法第２種事業ですが、法では任意規定になっていますので必ず実施されるわけではありません。配慮書手続は第２種事業の判定手続の前に行われる手続ですので、法第２種事業の判定が行われた後に法対象事業から外れてしまうということも想定されます。その場合に条例対象事業に該当する法第２種事業については、条例対象事業と同様の規定ぶりをおきまして、あらかじめ配慮書手続の義務又は努力義務を課しておこうという内容になります。

（２）は配慮書手続を行う事業に対する手続になりますが、知事意見の提出、技術委員会や関係市町村の意見聴取、事業者が行う住民からの意見聴取、この３つについてはすべて義務規定にいたします。法律の中では大臣意見の提出がありますが、知事意見、関係市町村、住民意見の聴取というのはすべて努力義務規定になっておりまして、義務付けられているわけではありませんが、今回の条例改正では義務規定とします。

（３）は計画段階環境配慮書の導入に際しての規定ですが、第２種事業も一部を除いて義務付けるということでもありますし、意見聴取の手続もすべて義務付けるということで出来るだけ手続の期間については短縮できるように配慮していこうと考えております。法の場合、大臣意見の提出期限が、配慮書の提出から90日間となっておりますが、条例改正で手続を義務付けた場合も同程度の所要期間になるよう設定することとし、住民意見の提出期限については30日、知事意見の提出に関しても事業者から住民意見の概要が提出されてから60日として、この30日と60日を合わせても法と同様の90日にしたいと考えています。また、配慮書手続を実施する場合の事業者に対するメリットですが、方法書で審査すべき部分を前倒して審査するという意味もありますので、配慮書手続を経て作成された方法書については、現行だと方法書の知事意見の提出期限は90日間となりますが、これを出来るだけ短くするように知事が努めるという規定も新たに設けまして、多くの事業者が配慮書手続を実施するように誘導していこうと考えています。欄外の※２には法第２種事業のうち義務規定となる事業の種類を記載していますが、すべて法第２種事業が条例対象の事業にあたるというわけではなく、あくまで法対象事業から外れた時に、条例対象事業になるものを対象にするということです。

２のその他の法改正に伴う手続についてです。配慮書手続の導入以外にも（１）方法者段階での要約書の作成の義務化、（２）方法書における説明会の開催の義務化、（３）環境影響評価図書の電子縦覧の義務化、（４）事後調査報告書の公表の義務化と法改正で導入されている手続がございます。これらも当然、本県においても導入していくということで考えています。合わせて、他県や法律では、環境影響評価図書の電子縦覧や事後調査報告書の公表の義務化というのを事業者の責務として位置付けていますが、今回の条例改正の中では県が実施する義務として導入したいと考えています。現状でも、環境影響評価図書である方法書や準備書は県ホームページで公表しておりますし、事業者が行った場合には公告縦覧の期間が終わればすぐにホームページから落としてしまうこともあり得ますが、県が行うことによって基本的にはずっと図書が公開されます。アセス手続の場合には過去の図書を活用する事例も多いので、そういったことにも役立つのではないかとということと、事業者の負担への配慮ということも含めてそのような形で検討しております。

資料2-1は先ほど御説明した配慮書手続の概要、資料2-2は都道府県・政令市でどのような手続が導入されているか、義務規定なのか努力義務規定なのかということ整理した表ですので、参考に御覧いただければと思います。

続いて、資料3「他自治体を参考にした新たな手続の導入について（案）」を御覧く

ださい。明記してはいませんが、契機となりましたのはリニア中央新幹線のアセス手続において、沿線の7都府県が連携をして手続を行ったことです。法対象事業に対する条例手続の適用という部分で本県は少し足りない部分があるのではないかとということで、その見直しを行うというのが大きな内容です。リニア中央新幹線のアセス手続では、条例での規定がない部分について、知事意見で求めて報告等していただいています。他県が導入しているものは積極的に導入してきたいと考えています。

1の事後調査の充実は、環境影響評価では事業実施前に行うという性質上どうしても不確実性が伴いますので、事業着手後に行う事後調査というものが非常に重要になってきます。その手続について、大幅に拡充したいということです。手続の中には、少数の都道府県・政令市でしか導入されていないものもありますが、そういったものも含めて導入していききたいと思います。(1)と(2)が事後調査計画書の関係です。こちらについては、基本的には準備書段階及び評価書段階でかなり詳細なものを出してもらっているので、改めて提出を求めるといったことは通常ありませんが、一つはリニアの際にそうでしたが、事業の性質上、評価書段階で事業の詳細が決められないということがあり得ます。もう一つ、評価書の公告から事業着手までに時間を要するというケースも散見され、状況の変化により実際に事後調査を行なう際に、計画を変更するということがあり得ます。そういった意味で事後調査計画書を義務付けていくということを考えています。欄外の※にありますが、評価書記載の事後調査計画から変更がなく、かつ、評価書公告後に長期間を経ずに着手するなどの場合は、計画書の作成を要しないという規定をおきまして、二度手間になることを避けたいと思います。また、事後調査計画書については、併せて知事意見を提出できるという規定を設けます。

(3)から(5)は事後調査報告書の関係ですが、(3)の事後調査報告書の公表については今回の法改正で導入された内容になります。(4)、(5)は技術委員会の意見を聴取いたしまして、併せて住民の意見も聴取して、最終的に知事の意見を申し上げるという流れで考えています。【参考】の点線の囲みの中で、現在の条例でどんな内容を求めているのかということに記載しています。現在、四半期ごとに提出される施工状況等報告書と、年に1回提出される事後調査報告書の2つの内容があります。今回の改正の中では、(2)の事後調査報告書について、1の(3)から(5)の事後調査報告の公表や意見聴取を実施するようにしたいと考えています。

2の第2種事業(法・条例)判定における技術委員会からの意見聴取についてですが、これは法の場合も知事の意見を求められますので、それも含めて必要に応じて技術委員会からの意見聴取ができるという規定をしていききたいと思います。必要に応じてというところですが、現在の条例で技術委員会の意見聴取は本日のように会議の形式での開催でしかできないことになっておりますが、判定期間が60日間という限られた時間ですので、委員の方の日程調整が間に合わない可能性があります。場合によっては、書面での聞き取りなども考えており、意見をお聴きする場合に必ずしも会議という形ができない場合もあるので、一応規定上は「必要に応じて」としたいと思います。

3の法対象事業に対する条例手続等の適用についてですが、法の趣旨に反しない範囲で以下の条例手続等を適用したいと思います。裏面に現行の条例では何を規定しているか記載してありますが、方法書や準備書に対する意見を述べる際に技術委員会の意見を聴く規定と、準備書の知事意見を述べる時に公聴会を開催するという2点のみ法対象事業に対して適用しているというのが現在の条例の状況です。これに加えて3の(1)から(3)までに記載の内容を大幅に拡充して適用したいと考えています。事業着手・完了といった届出や、先ほど申し上げた事後調査報告書の提出、事業実施状況等の報告及び立入調査と、必要な手続を行わない場合の勧告及び当該勧告に従わない場合の公表、こういった条例独自で定めている手続について、法対象事業にも適用できるようにしたいということです。(3)では今回新たに設ける手続についても適用していく部分を記載しており、アでは法対象事業の配慮書に対する技術委員会の意見聴取を任意規定としています。これは、先ほどの第2種事業の判定と同様の状況ですが、30日以内と更に短い期間となっています。そのため、必ずしも会議の形で意見を聴けない場合もござ

いますので、書面でのお伺いや個別の説明など会議以外の形で意見を聴く場合もあることを踏まえてできる規定にしています。イの内容ですが、これまで法対象事業に対する意見を述べる場合に委員の皆様にも御審議いただいておりますが、法対象事業については基本的にはそれぞれ事業ごとに主務省令が決められており、それに従ってアセスを実施するわけです。長野県の技術指針の方が細かい内容を記載している部分がありますが、事業者に対して技術指針に従ってアセスを実施させるとするのは二重に手続を課すことになるので、条例の規定としては難しいです。しかし、知事意見を述べる場合に知事が技術指針に配慮するという規定を置くことにより、意見を述べる根拠を明確にしておくことで、法対象事業であっても知事意見を勘案するようになっていきますので、技術指針の適用に関しても一定の効力を確保することができるのではないかと思います。

裏面の4のその他ですが、アセス手続の中で様々な情報を公開するというのは非常に重要であり、そういった趣旨で現在もこの技術委員会の会議録も含めまして当県ではすべて公表する形で行っています。(1)から(3)に記載の意見の公表についても、実務上は行っておりますがその根拠を明確にするため条例にも規定をおきたいと思えます。資料3-1ですが、こちらは今申し上げた内容についてどの都道府県・政令市で導入されているか整理したものです。こちらも参考にさせていただけたらと思います。

次に、資料4「条例対象事業の種類・規模の見直しについて(案)」を御覧ください。見直し理由は先ほど説明したとおりです。資料4-1に現在の条例の対象事業の種類と法対象事業の比較という形でまとめております。中ほどにある工業団地の造成以下についてですが、現状では面的な開発事業について、工業団地、住宅団地、別荘団地、スポーツ又はレクリエーション施設という形で、事業の種類と規模要件を設定しています。標準的な規模要件としては、第1種事業が50haで第2種事業が30haというのが基本ですが、例えば住宅団地を見ていただくと第1種事業で20ha以上ということで、個別に厳しくしている事業もあります。また、工業団地のところを比べていただくと法対象事業では第1種事業100haとなっておりますが、条例では第1種事業が50haとなっており、法の第1種事業の半分としているのが基本的な考え方です。発電所についてですが、今の条例では風力発電所しか規定されていません。法を見ていただくと、その他にも火力、地熱、原子力、水力が規定されています。

資料4-2は他の都道府県・政令市と長野県における環境影響評価条例対象事業を一覧にしたものでして、網掛けになっている部分は他の都道府県・政令市で多く対象事業になっていますが長野県では対象にしていない事業です。多くというのは、半数以上ということで整理しています。このうち電気工作物を見ていただくと、本県では風力発電所しか対象としていませんので、この部分の規定が弱いということで、専門委員会議ではそういった観点で検討いたしました。埋立て、干拓というのも他県では多く対象にしていますが、こちらについて本県は海がありませんので大規模な事業はないかと思えます。新住宅市街地開発事業というのも本県では住宅団地ということでより幅広く対象にしていますので、これも必要ないと考え、主に発電所等について対象事業の追加を検討したということです。

資料4に戻って、2の発電所等の建設を御覧ください。水力発電所については法で第1種事業30,000kWと規定されており、本県ではダム式の発電所であればダムの建設ということで貯水面積が第1種事業50ha、第2種事業は30haという標準的な面積要件で規定して対象事業にしています。ただ、大規模なダムを併設しない水路式の水力発電所、昨年度末にも新姫川第六発電所の案件がありましたが、そういったものは対象にならないということで、他県も多く対象にしている中で新たに追加したいと思えます。規模要件としては法の半分の15,000kW以上です。第2種事業はなしということにしておりますが、この考え方は水力・地熱・風力発電に共通しており、その下の点線の囲みの中に記載されているとおりです。他自治体では、法第1種事業の75%を条例第1種事業としている例が多いのですが、本県では法第1種事業の50%としたいと思えます。また、第2種事業の設定ですが、①道路・鉄道など、法第1種事業と同程度の規模要件を設定した非常に大規模な事業について、②それ以外の事業では、森林の区域等の特に環境に配慮

すべき地域で行われる面的開発事業で規模要件を面積で規定する場合について、50haに対して第2種事業30haを設けるというようになっており、このいずれかに該当すれば第2種事業を設定することになります。水力発電所等については、該当しませんので特に設定しないという考え方です。現状の都道府県の第1種の平均が20,200kWとなっていますが、他県と比べても厳しい規模要件になります。

イの火力発電所ですが、法第1種事業で150,000kW以上となっています。再生可能エネルギーであるバイオマス発電所が最近では多く出てきておりますが、バイオマス発電所も含めた火力発電所事業については、条例制定時から「工場又は事業場の建設」という対象事業の中の「電気供給業」として、排ガス量が10万m³/時以上を第1種事業の対象としてきました。この10万m³/時以上を出力に換算すると概ね10,000~15,000kWに相当し、法第1種事業の1/10以下となる厳しい規模要件の設定となります。他の事業と同様の半分である75,000kWを設定しても意味のないものになってしまいますので、火力発電については従来通り「工場又は事業場の建設」の中で見ていこうという趣旨です。

ウの地熱発電所についても、今まで本県では対象事業としていませんでしたが、本県ではやはり建設の適地が多いので、法対象事業の半分の規模の5,000kWとして対象にしたいということです。現在、25都道府県・7政令市で対象としていますが、その第1種事業の平均が7,100kWですので、それよりは厳しい規模要件になります。

エの風力発電所については、先ほど説明したとおり法の方が後から追加されましたが、現在規模要件が同一になっているので、他の発電所と同様に法対象事業の半分の規模の5,000kWとしたいと思います。現在、29道府県・14政令市で対象としており、第1種事業の平均が5,200kWということですのでそれより厳しい形になります。

オの太陽光発電所は法対象外事業ですが、規定する理由のところに書いてあるとおり、大規模な開発となりますと動植物や景観への影響などの懸念があることと、多くの自治体で対象としている状況があることです。規模要件については、第1種事業は敷地の面積で50ha以上、第2種が森林の区域等における敷地の面積で20ha以上としています。面積の算定方法ですが、太陽光パネルが設置される部分の面積のほか、調整池、残置森林、場内通路、駐車場、事務用地等を含んだ敷地全体の面積で設定したいと思います。その下に、規模要件等の考え方とありますが、①他の発電施設は面積でなく出力で設定していますが、太陽光発電の場合はパネルを並べることとなりますので、面積で規定したいと思います。②実際の土地の形質変更の面積でなく、より厳しい算定方法である敷地全体の面積を採用します。太陽光発電の場合に設置方法として小さな土台の部分だけ形質変更をすれば設置できるということもあります。形質変更の面積で規定しても意味が無いため、あくまで敷地全体の面積で規定したいということです。③標準的な面積開発の要件である50haや30haを基本の規模要件にはしますが、第2種事業については30haよりさらに厳しくしたいと思います。理由としてはその下に i) から iii) まで記載していますが、i) 土地の価格が安いと森林の区域等に非常に設置されやすく、傾斜がありますと特に土地の改変をしなくてもそれを利用したパネルの設置が可能となること。ii) 近県から流れてくることも想定されますので、なるべく近県の規模に合わせて設定したいということ。全国的にも大規模なものを平均すると20haくらいが多いので、少なくとも平均的な面積より大きいものは条例対象にしたいと思います。iii) 分割設置が容易なため、通常よりは小さい規模を設定して、アセス逃れを防止したいと思います。参考1) に敷地面積で規定している都道府県の状況を記載していますが、平均で第1種事業が49ha、第2種事業が33haとなっており、それより厳しくなっています。参考2) では、県で計画として把握しているもので大規模なものは、森林や林地における件数が多いということがお分かりいただけると思います。

カの送電線路ですが、大規模な送電線路は複数の都道府県にまたがって設置されることが多く、本県に隣接する群馬県、富山県、山梨県及び岐阜県においては対象事業とされています。全国的には5都県・2政令市でしか対象になっていませんが、そういった状況を考えて対象にしていきたいと思います。第1種事業が、17万V以上かつ亘長が1km以上としています。電圧については、他の県でも最も厳しい値である17万Vで設定し

ています。17万Vという値は、電気事業法の中で「超高圧送電線」として、建築物等との離隔距離について厳しい基準が設定されています。そのため、鉄塔の高さ等が大規模になり、景観や動植物への影響が著しいものとなるおそれがある規模として設定しています。長さについては設定していない県もありますが、例えば自社の敷地内で建設されるようなごく短区間の高電圧の送電線が対象になってしまうデメリットがありますので、一定の規模以上のものを対象にすることとして、東京都と同様の1km以上を考えています。

最後のページの3の事業の種類を問わない大規模な面的開発事業への対応を御覧ください。概括的な事業の設定ということですが、今後出現するかもしれない新たな形態の事業に対してもアセスで迅速に対応できるようにという趣旨です。一定の土地改変を伴うようなものであれば、造成後の用途の如何に関わらず一定の環境影響が想定されることからあらかじめ規定を設けたいと思います。事業名は「工作物の用に供する一団の土地の造成」ということで、規模要件は標準的な要件である第1種事業50ha、第2種30haとしています。面積の算定方法としては、造成後に何らかの工作物の用に供される土地、緑地、道路等の一団の土地の敷地面積で算定します。他の都道府県・政令市でも15道府県・13政令市で同様の規定が置かれている状況です。規模要件の考え方は資料に記載のとおりで、具体的な環境影響の程度を想定できないため標準的な数字を採用しています。一方でどの程度の土地の形質変更が行われるか想定できませんが、運動競技場、遊園地その他のスポーツ又はレクリエーション施設の設置において行われているような土地の形質変更の面積の規定は特に置かず、第2種事業は30haのままにしたいと思います。結果的には、30haを超えるものについては土地の形質変更がほとんど行われぬものも第2種の対象になりますが、具体的に第2種事業の判定の中で環境影響を見ていくことを考えております。

資料4-3では、それぞれ御説明した事業について他都道府県の状況がどのようになっているか取りまとめたものです。4枚めくっていただきますと、オで太陽光発電所について記載があります。太陽光発電所を対象としているところはいくつかありますが、太陽光発電所そのものを明示して対象としているのは(1)に記載ある政令市の神戸市と福岡市のみになります。都道府県レベルではありませんので、長野県が今回のとおりに改正いたしますと太陽光発電所を明示して規制する最初の都道府県になるという状況です。他の都道府県は(2)のように、事業の種類を問わない土地の造成として太陽光発電が対象となるか、(3)工場又は事業場の用地の造成等として対象となるという形です。この場合、太陽光発電が工場又は事業場に含まれるように定義されていることから対象になっています。一方で太陽光発電を対象から除外した自治体もあり、(4)にまとめております。他の部分も参考にさせていただけたらと思います。事務局からの説明は以上です。

片谷委員長

ありがとうございました。

資料2から4で相互に関連する部分もありますが、資料2から進めたいと思います。資料2、2-1、2-2の範囲で御質問や御意見を承ります。梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

計画段階環境配慮手続書について、できるだけ早期に実施し、複数の案について比較検討する、単一案についても認めるということですが、計画段階をいつの段階ととらえるのでしょうか。例えばリニア中央新幹線では3つの案がありましたが、その段階を計画段階ととらえるのと、ある程度、1つのルートになったところを計画段階としてとらえるのではかなり異なることとなりますが、そのことについてお答えください。

事務局
仙波

法においても、どの時期に手続を行わなければならないかというのは明確にされているわけではなく、事業者の判断に任されている部分があります。できるだけ、複数案を比較検討している段階で配慮書手続を実施していただきたいというのは当然ですが、どの段階で配慮書手続をやらなければならないかを義務付けるというのは実際問題とし

てなかなか難しく、個別に相談を受ける際にはできるだけ早期の複数案の段階で実施するよう指導はしていきますが、単一案という規定自体を認めざるを得ない中で、最終的には事業者の判断になるかと思えます。

梅崎委員

そうすると、配慮書手続と方法書手続にほとんど違いがない案件が増えてくるのではないかと考えられますがいかがですか。

事務局
仙波

単一案とする場合には理由を明記する必要があり、例えば方法書においては、配慮書で検討した内容を、方法書に記載するようになっておりますので、全く同じということとは少なくともありません。単一案に関してもその単一案の中でどのような検討をしたかを記載しなければならないということになります。しかしながら内容が似通った図書が提出されることはあり得ると思えます。

梅崎委員

何か具体的に制度の趣旨を生かすやり方などはあるのでしょうか。

事務局
仙波

実際にアセス手続が行われている案件としては、道路案件やごみ焼却施設の案件があります。例えばごみ焼却施設では、アセスの手続ではありませんが、市町村の中で複数の候補地を設定して、それについて住民説明会を開催し意見を伺うという手続が行われています。また、道路案件については国交省の手続の中で複数ルートを検討することが行われています。複数案の検討を行うことが前段にあるならば、その部分をアセスの配慮書手続として位置付けてもらえばよいので、現在想定されている事業については、ある程度配慮書の趣旨に沿った手続は実施されやすいのではないかと考えています。

梅崎委員

おそらく個別の案件ごとによる判断になると思えますので、その辺の判断は難しいと思えますが、その部分の配慮ができればと思えます。

片谷委員長

梅崎委員がおっしゃったことは大変重要であり、この制度が形骸化しないためには配慮書手続を実施するタイミングは非常に重要です。案件ごとの個別対応にならざるを得ないと思えますが、それだけ事務局の負担が増えるのは避けられないと思えます。

ちなみに、現在、神奈川県で法対象事業の配慮書手続を2件ほど実施した案件があり、一方は方法書の手続に入り、一方は配慮書手続が終了したところでありますが、これはいずれも民間事業で発電所の建設事業になりまして、一方は複数案として煙突の高さのみの複数案を、一方は煙突の位置の複数案を比較評価しております。民間事業ではそのぐらいが限界なのだろうと考えられますが、少なくとも設計が固まる前の段階で配慮書手続がなされたという実績は確認できていますので、少なくとも形骸化したものではありませんでした。民間事業の場合は敷地自体を複数箇所設定した複数案の検討はかなり難しいだろうと従来から言われておりますが、神奈川県の場合には敷地内での複数案の比較という形でした。

亀山委員をお願いします。

亀山委員

今の複数案に対する認識についてですが、リニア新幹線の配慮書の段階では3kmの幅での検討でした。道路事業等の線形事業において、ルート帯を広くとり、その中でルートの複数案を比較検討する方法は理にかなっていると思えますが、そのような複数案の捉え方は事務局としてどのようにお考えでしょうか。

事務局
仙波

道路事業の場合の複数案としてはあらかじめ幅を広くとり、そこから絞っていくという考え方は法対象事業でも認められていますので、条例でも同様に考えていきたいと思えます。幅自体を明確に定めることは難しいと思えますが、少なくとも複数のルートを設定できるような幅を設定すれば複数案として認められると考えています。

亀山委員

了解しました。

別の件ですが、資料2の1の※2の②について、高速道路が抜けていますが、高速道路は民間事業となります。また、鉄道・軌道も今はほとんど民間事業です。これらの事業については民間事業であっても対象となるという考え方で良いのでしょうか。また、土地区画整理事業は自治体施工もありますが、組合施工の土地区画整理事業についてはどうなるのでしょうか。これはここに記載されている事業はすべて対象となるのか、それとも事業者によって異なるのかどちらなのでしょう。

事務局
仙波

考え方とすれば、法第二種事業が法対象事業から外れた際に、条例対象事業になる可能性があるという前提の下、条例対象事業と同様の手続を課すことを目的としております。条例対象の第2種事業は県、国、地方公共団体等が行うものを義務としており、民間事業は努力義務規定としています。※2に記載の事業種類で県、国、地方公共団体等が事業者になる事業は配慮書手続が義務とされ、そうでなければ努力義務となります。そのため、鉄道・軌道に関しては亀山委員がおっしゃる通り、自治体等が事業者となることは少ないと思いますので、民間事業者が実施すれば努力義務となります。

亀山委員

高速道路の場合も民間が行う場合には努力義務となり、今回の中部横断自動車道では、一部で国道を使ったり、一部で高速道路を新規で建設したりするような場合がありますが、そのような場合はどのように分けていくのでしょうか。

片谷委員長

少なくとも高速道路は法第一種事業ですので、ここには該当しません。一般道と併用するような区間がある場合がどうなるかです。

事務局
仙波

まず、その事業をアセス対象事業としてどのようにとらえるかを整理した上で、それぞれの区分を当てはめることになるかと思えます。条例対象事業では道路を幅広く対象としていますので、どのようにその事業の種類を整理するかというところで考えるしかありません。

亀山委員

そこを明確にしておいた方が良いと思います。

片谷委員長

他にいかがでしょうか。富樫委員お願いします。

富樫委員

計画段階環境配慮書の手続というのは非常に大切であると思いますが、この手続があることにより、その計画に対する議論の余地が狭まるようなことはないのでしょうか。例えば、資料2-1の【評価のイメージ】に記載されているように、評価対象ごとに影響の大小が変わってくるような難しい場合が多いと思いますが、配慮書で決めた案そのものに変更の余地はあるのでしょうか。

事務局
仙波

この例示はわざと異なるような形で作成していますが、実際も環境要素によって影響の大小が異なることは起こり得ます。配慮書の考え方として、重大な影響を受けるおそれのある環境要素を選定することになっておりますので、どの環境要素への影響を重視するのかという部分は配慮書の中で検討することとなります。また、方法書において配慮書で検討した案と全く違う案が出てきたとしても制度としては認められており、配慮書で検討した案の中から選択しなければならないということではありません。できるだけ早期の段階から環境影響を加味した検討を始めることが制度の趣旨ですので、決して議論の余地が狭まるという制度ではないと考えています。

富樫委員

例えば複数案の中でどちらとも甲乙つけがたいような場合には、予測評価をする場合も考えられるのでしょうか。

事務局
仙波

配慮書の段階でどの程度まで予測評価を行うかは事業者の判断に任されている部分でありまして、定量的な予測評価が望ましいですが、調査は基本的には文献調査で行うこととなります。事業者がどうしてもその部分を調べたいということであれば、かなり本格的な調査を行うこともあるでしょうし、そうでなければ文献調査等に基づく定性的な予測評価にとどまることもあり得ます。

片谷委員長

長野県の場合は法アセスでも本格的な配慮書手続が行われたことはなく、リニアでは事業者が自主的に行った配慮書であり、中部横断自動車道は経過措置により極めて簡易的な配慮書手続しかされませんでしたので、なかなかイメージが湧かないところはあろうかと思えます。基本的には配慮書手続は後の手続を縛る制度とはなっていませんので、配慮書以降の手続において、配慮書で検討された複数案以外での案が採用されることは許容範囲内であり、かなりフレキシビリティを持った制度設計になっていると認識しております。

また、事業者の負担を過度にしないために配慮書手続の中でかなり定量的な予測評価を行ったものについては、その部分を準備書においても準用することも許容されています。法においても事業者の負担を軽減する制度設計になっておりますし、今回の条例改正でもその考え方は踏襲されております。

他にいかがでしょうか。では最後に全体を通しての質疑を行いたいと思っておりますので、いったん資料2についてはここまでとさせていただきます。資料3、3-1について御質問、御意見を承ります。亀山委員お願いします。

亀山委員

資料3の2の技術委員会からの意見聴取の方法について、電子的な方法はどの程度まで可能なのでしょうか。その部分の方法についてもある程度盛り込んでおいたほうが、より効率的に運用できるのではないのでしょうか。

事務局
仙波

できる規定としているのは、会議以外の形式でも意見を聴けるようにするという意味ですので、亀山委員がおっしゃいましたような電子的な方法による対応も可能となるように考えております。

片谷委員長

専門委員会議においてもその部分は若干の議論がございまして、メール等のやり取りを持って技術委員会の開催に変えることは可能かどうかという議論がありましたが、少なくとも庁内の委員会の設置に関する規則においては、不可能であるという結論になりました。そのため、技術委員会開催以外の方法として、メールによる意見聴取で可とするために、できる規定となっております。基本的には委員会委員の意見は必ず聴取することとし、その方法として検討した結果となっております。

塩田委員お願いします。

塩田委員

資料3の1において事後調査計画書の記載がありますが、その中身については言及しないのでしょうか。マニュアル等に事後調査の内容に踏み込むということはあるのでしょうか。

事務局
仙波

具体的な内容については条例や規則には記載しませんが、技術指針や技術指針マニュアルにおいてどのような項目について事後調査の対象とするかをより詳しく記載していく予定です。

片谷委員長

資料3-1をご覧くださいますと、資料3の1に記載している5項目すべてを導入している自治体はありませんので、少なくとも手続きが充実することは間違いありません。富樫委員お願いします。

富樫委員	事後調査計画書の作成について、作成時期は評価書の時点でできていてもいいし、それよりも後に作成してもよいという考え方なのではないでしょうか。
事務局 仙波	条例の規定としましては、事業の着手前に作成することを予定しておりまして、評価書の公告後、事業着手前に作成するということになります。
富樫委員	これまでの案件でもありましたが、評価書の予測評価の内容と事後調査は一体的に考えた方がいいと思います。そうすると、一緒に審議ができることなどから、一番望ましいのは評価書と一緒に事後調査計画も提出されることだと思いますが、そういうわけではないということでしょうか。
事務局 仙波	現在の手続では準備書の中に事後調査計画を記載することとしており、そこで一度審議していただくことになります。しかしながら、評価書の段階においても事後調査計画の詳細が明らかにならない事業もありますし、事業着手までに非常に長期間を要する事業がありますので、事業着手までに事後調査計画書を提出していただくこととしております。また、資料3の1の※に記載のとおり、評価書の記載と変更がない場合で、長期間を経ずに着手する場合には、計画書の手続きは必要ないものとしております。
富樫委員	そうしますと、事業着手までに計画書を提出するから、評価書段階では記載しないというのはいけないということではないですか。
事務局 仙波	おっしゃる通りです。
片谷委員長	他にいかがでしょうか。 少し補足をしますと、リニア新幹線の際は資料3の3に記載の内容がネックになりましたので、その際の経験に基づいて設計された制度であります。これがすべて導入されれば、他県と同等もしくはそれ以上に手続が充実することとなります。 それでは資料3についてはここまでとしまして、続いて資料4、4-1～3に関する御質問、御意見を承ります。亀山委員お願いします。
亀山委員	景観の観点から意見を述べたいと思います。対象事業を拡大することは非常に望ましいことだと思います。特に景観に影響を及ぼすような事業が多いため大事なことだと思います。一昨年、昨年に長野県の風景の歴史について、文献、絵画、気候、その他長野県の風景に係るものを調べておりましたが、長野県において、風景というのが1300年以上にわたって非常に重要なものであると考えられていたのは明らかです。古代から中世にかけて歌枕にもたくさん読まれておりますし、中世では山を神仏になぞらえた山岳宗教等もあり、例えば四阿山は白山信仰であり、仏になぞらえた山になります。長野県内の山はほとんどがそういった山岳信仰の対象となる山であり、山の姿は大事なものととらえられてきています。近世になりますと、御岳登山のような宗教登山が非常に盛んになってきます。さらには江戸期になりますと、浮世絵などの風景画に描かれた山なども東山魁夷がたくさん書いております。大正から昭和の時代は観光の時代です。鳥瞰図が沢山描かれているのですが、いずれも現在と同様の山肌が保たれてきています。それを大きく改変するのが、風力発電であったり、太陽光発電であったりします。ここ千数百年の間に山肌が変わったとすれば、植林がされたということと、ゴルフ場が一部できているということぐらいです。ほとんど変化のない緑が存在しているわけですが、太陽光発電や風力発電は非常に大きなインパクトを与えます。そのため、規模要件を大きく下げる必要があると考えています。そのため、今回提案の規模要件よりもはるかに下げていただかないといけなとと考えております。太陽光発電については50haを超えないものはアセス対象にならないというのは非常にまずいのではないかな

と思います。長野県は盆地が多いわけですが、太陽光発電が盆地の斜面に設置されますと、景観のインパクトが非常に大きいですし、長野県の場合は盆地から見る山というのが大事な風景の構成要素となっています。何らかの事業を行った場合、どこからか見えるような形にならざるを得ないと考えると、太陽光発電に関しては非常に大きなインパクトがありますので、規模要件をはるかに下げなければならないと考えます。風力発電についても同様ですが、風力発電の羽が非常にインパクトの強い要素になりますので、相当抑える必要があります。特に高い場所に設置されることが多いですから、相当にインパクトが強いので、これよりもはるかに規模要件を下げ、常にチェックしなければならないと思います。また、風力の場合はバードストライクの問題もあり、長野県は猛禽類も多い県ですので、そういった影響もあります。いずれにしても、何らかの事業を行う際に、盆地であるために景観への配慮が難しいという特徴から考えると、この規模要件は相当抑える必要があると考えます。

事務局
仙波

太陽光発電についてですが、第2種事業は判定が必要とされていますが、森林の区域をすべて対象としています。本県の特徴として、県土の8割が森林ですので、実際に開発が行われるような場所は、ほぼすべて第2種事業の対象となる事例が多いのではないかと思います。第2種事業は20haとしており、森林区域ではよほどの事情がなければアセス対象となると思われますので、実質的な基準は20haと考えてよいのではないかと考えております。

次に風力発電についてですが、長野県の場合、亀山委員がおっしゃったような問題意識の中で国に先駆けてアセス対象としました。1,000kW以上を対象としている県もありますが、今の風力発電の設置状況を考えると、北海道や東北の海沿いで設置される例がほとんどです。県内では最大でも数百kW程度のものしかありませんし、新たな設置計画も全くない状況です。そのような状況も踏まえて、法対象事業の規模要件の半分として設定しています。規模要件の部分については条例ではなく規則での対応となりますので、今後も状況も踏まえながら検討していきたいと思っております。

亀山委員

太陽光発電についてですが、20haは非常に大きいと思います。また、盆地の底から見た際に、斜面に設置されることを想定した場合は、斜面の下部はせいぜい住宅が少し存在する程度で、ほとんど開発されていないことから考えると、盆地底からの比高でいうと数十mあるいは高くても100m程度に抑え、それより高い位置については極端に規模要件を抑え厳しくしないと、かなり高い位置に大きな事業が行われる可能性があり、影響が大きいと想定されます。

風力発電に関しては確かに海沿いに設置することが多いですが、盆地の斜面に設置してしまうとどこからでも見えてしまうので、できるだけ小さい規模から押さえていく必要があると思います。この規模未満をアセス対象としないのは相当問題があると思っております。

事務局
仙波

太陽光発電について、20ha未満であっても、景観をはじめとして環境影響がないわけではないという問題意識は我々としても持っていますが、どこからアセスの対象とするかということを考えますと、景観という要素も主要な環境要素ではありますが、他の事業との均衡も考えなければいけないということがあります。現在、アセス対象規模未満の事業に対して、どのような対応をしていくかということで、市町村との間の連絡会議を設けておまして、例えば、条例準則的なものを提示して市町村に対応してもらい、又は対応マニュアルを作成する等、県と市町村で連携しながら対応の必要性について検討しております。

風力発電に関しましても、県が条例化した際に、併せてガイドラインを作成しまして、アセス対象規模未満の50kW以上の事業から、住民への説明や、市町村への届出等を定めることにより対応しています。

実際、風力発電の場合は、ガイドラインの対象となる規模の風力発電も設置されてい

ないという状況もありますので、アセスでどの規模から対象とするか、その規模に満たない事業はどう対応するかを一体として検討することは必要と考えておりますが、今回アセス対象としては20haとして線を引いております。

亀山委員

規模の小さいものはアセス以外で対応するという考え方は、これまでも他法令や市町村単位で対応するということはありますが、アセス制度を持っている以上は、県土にとって非常に大きなインパクトになるであろうことは明白ですので、相当規模の小さい事業についてもアセス制度で対応するべきだろうと考えます。

片谷委員長

この条例改正案を今回の技術委員会の議事にしてしているのは、この中身を改めて審議し直して、中身を変えるという趣旨ではないと理解していますが、その理解で正しいですか。

事務局
林

おっしゃる通りで、ここで改めて中身について審議していただくということは予定しておりません。形としては案の報告をさせていただくということでございます。

亀山委員

この事項は報告ですか。そうでしたら最初から報告だと言ってください。これは議事になっていますが報告なのでしょう。

事務局
仙波

形としては報告ということになります。御意見を全くお伺いしないということではありません。

亀山委員

そんなことはどこにも会議次第に書いていないし、会議通知にも書いていません。議事に条例改正案についてと書かれています。それを報告だから意見を述べても意味がないというのではこの委員会の開催自体に意味がないのではありませんか。

事務局
仙波

委員の皆様にはパブリックコメントの段階で案としてお送りし、文書で意見をお伺いしております。それを踏まえてまとめたものについて、報告させていただいているという位置付けになりますので、その部分が当初明確でなかったことについては申し訳なく思いますが、今回の扱いとすれば、そうした手続を経ての報告ということになります。

亀山委員

それはやり方として間違っています。例えばパブリックコメントにかける前の段階でこの技術委員会の意見を聴取した上で検討した案をパブリックコメントにかけるというのが一案としてありますし、あるいはパブリックコメントにかけた後の案で技術委員会の意見を聴いてそこから検討していくというのがありますが、いずれにしても、この技術委員会の意見を聴くことなしに案を作成して報告するというやり方は技術委員会の意義をなくしてしまうのではないのでしょうか。

事務局
林

これは形式的には報告という形になりますが、あくまでも案として説明をして御意見を伺っておりますので、当然御意見を伺った上で反映すべき内容があれば、今後も案の内容は変更する余地はあると考えております。太陽光発電の第2種事業の20haという部分に関しては亀山委員の御意見をいただいておりますが、どこかで線を引く必要があり、その規模の線引きに関しましては長野県や他県の状況等を勘案する中で今の案が適当ではないかと考えております。

亀山委員

それが間違っていると申し上げているわけで、事務局側がいいと判断してこの案を出されていますが、私としてはこの案では納得しかねます。

片谷委員長

この件に関しましては、条例改正の枠組みに関しては制度上、専門委員会議に付託されたということになっており、それは昨年度の最後の技術委員会で御承認いただいたこ

とですので、ここで全く新たに内容を審議するという形になっていません。そうでなければ専門委員会議を設置した意味がありません。ここでお諮りしているのは、あくまでも最終的な確認のための審議であって、ゼロからの審議ではないと理解していますが、事務局の判断はいかがですか。

事務局
林

私どもの認識としては委員長のおっしゃる通りでございます。

片谷委員長

塩田委員どうぞ。

塩田委員

今出ている意見を専門委員会議で再度議論していただくのは可能ですか。

事務局
仙波

形式的なことで申し上げますと、パブリックコメントと合わせて、書面で技術委員会の御意見は一度お伺いしていると考えておりまして、その段階で特段の御意見はなかったということで、三回目の専門委員会議で議論しました。形の上ではその手続は行っていると認識しております。

片谷委員長

鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

この技術委員会でも議事として審議するという話がパブリックコメントの際にあったような気がしますが違いますか。つまり、パブリックコメントの際に、これが最後の意見聴取だと明示してあって意見を求められたのでしょうか。私としてはパブリックコメントの後に技術委員会があるので、あえて意見を申し上げなかった立場になりますがいかがですか。

事務局
仙波

今、鈴木委員がおっしゃった内容は条例上の規定の中で技術指針については技術委員会の御意見をお聴きするというのは明記されておりますので、そのことを通知の中で記載したのではないかと思います。意見をお聴きする機会が最後であるというのは明示していなかったのは事実だと思います。

鈴木委員

パブリックコメントの際に意見を伺ったので意見聴取を行わないというのはおかしいのではないのでしょうか。私としては意見を述べる機会がなくなってしまったのですが。また、専門委員会に付託されたというのは記憶しておりますが、その付託というのは全権委任ではないはずです。提案を出していただいて、技術委員会からも意見を述べ、そのフィードバックがあつてしかるべきではないかと思います。

片谷委員長

それが先般送られた文書であるというのが事務局の回答だと思いますが、先に梅崎委員どうぞ。

梅崎委員

専門委員の関連ではないのですが、この委員会では重要な影響評価に対して意見を述べ、それを見直していただいているわけです。例えば水象、地すべり等はおおよそ技術で対策ができ、それについて対策をして変更していただくという形になりますが、今議論になっている太陽光パネルの景観に関する問題は対策ができるようなものではない気がします。その際に、技術委員会でも意見を言いますが、例えば市街化区域における高さ制限等の設置制限はなにかあるのでしょうか。

事務局
仙波

景観法の中でかなりの高さになりますが、一定の高さ以上のものは届出の対象となっています。

梅崎委員

例えば歴史的な建造物があるときにはその高さ以上の設置はしない等の対応は条例

でできると思いますが、亀山委員がおっしゃられているような景観として、ある部分において何らかの法令等による規制はあるのでしょうか。

事務局
仙波

確認しないとはっきりとしたことは言えませんが、そういったことも含めて市町村と関係課を交えた連絡会議で太陽光発電への対応について、検討しております。アセス条例以外の対応という部分は、そういった場で今後議論する余地はあると思います。

片谷委員長

先ほどの鈴木委員と塩田委員からの御発言に対する事務局の御判断はいかがですか。

事務局
仙波

いずれにせよ、今回案という形でお示ししてしまして、最終決定ではありませんので、本日いただいた御意見も検討させていただいた上で最終的な案を考えてまいりたいと思います。先ほど亀山委員からも御意見をいただきましたが、その他にも御意見がありましたらお聴きしたいと思います。

片谷委員長

亀山委員は何か具体的な提案をされますか。条例改正については議会の日程等の関係もありますので、何回も審議する余裕はありません。もしこの案では不十分だというお立場で御意見を述べられるのであれば具体的な提案をいただければと思いますがいかがでしょうか。

亀山委員

具体的な提案をするためにはある程度必要な資料もございますので、いまここで数値として示すことはできません。ただし、時間をいただければ具体的な数値を示すことも可能です。何よりも申し上げたいのは、これは重大な問題であるということを申し上げたいと思います。とてもこの規模要件では、長野県の風景景観を考えた時にとっても馴染めないものであり、許し難い規模要件です。そのため、これに関しては全面的に反対ということしか言えません。

片谷委員長

この規模要件の数値は規則で定めることになりますね。

事務局
仙波

条例事項とすれば、条例の別表の中で風力発電所の建設となっているところを電気工作物の建設と改正するだけです、具体的な規模要件は規則事項になります。

片谷委員長

それは県議会にはかかりませんか。

事務局
仙波

かかりませんが、基本的には条例改正と規則改正は同時に行わなければなりませんので、議会の手続は必要ないにしても、一緒に説明すべきものです。

片谷委員長

議会への説明が必要ということですね。そうすると、もしこの数値を変更すべきであるという御意見が多数である場合には、次の技術委員会で結論を出すということになるかと思いますが、他の委員からは御意見ありますか。鈴木委員どうぞ。

鈴木委員

水力、風力、地熱については出力で規模要件を定めていますが、太陽光については面積で定めています。資料4の3ページを拝見すると1MW=1haとのことですので、水力、風力、地熱に比べて太陽光は出力的にみるとそれらの10倍となります。それぐらい緩やかな規定ですので、今ここで提案をするのならば出力を合わせるという意味では第1種事業を5ha以上としたらいかがかと思います。

また、第2種事業は20ha以上とのことですが、太陽光は民間事業がほとんどであり、配慮書は努力規定となるので、20haは大きすぎると思います。

その他に、工作物の用に供する一団の土地の造成について、第2種事業では30ha以上としていますが、太陽光との整合性がありませんので、太陽光を20ha以上とするのであれば、規模要件を合わせるべきではないでしょうか。

事務局
仙波

太陽光については景観の問題はありますが、例えば風力ではバードストライクの問題や低周波音の問題、火力では排ガスの問題等の発電に伴う影響があります。国において太陽光を対象としていないのは稼働時における環境影響が一般的に想定されないという部分がございますので、そういった部分も含めて、パネルが置かれる面積として開発行為による影響を考えております。例えば地熱や風力の5,000kWと同列とするのは影響の考え方として慎重に検討する必要があります。

また、最後の部分になりますが、太陽光発電所は新たに区分を設けますので、そちらの方で20ha以上を対象としています。それ以外の事業ではどのような形態での開発が行われるか分からない中で、その環境影響も通常の造成事業と同程度であろうと考えた上で第1種事業を50ha、第2種事業を30haとしております。ここは一般的な面的開発事業と同程度にしておくというのが、事業種類が不明であることを考えれば適切ではないかと考えます。

片谷委員長

他に御意見はありますか。富樫委員どうぞ。

富樫委員

地熱発電所の第2種事業のなしというのはどういう意味なのでしょう。

事務局
仙波

森林区域等で設置される場合もそれ以外の場合も5,000kW以上であれば必ずアセスの対象になるということです。

富樫委員

5,000kW未満であればどうですか。

事務局
仙波

5,000kW未満であればアセスの対象になりません。

富樫委員

地熱発電所の場合は自然公園に近い場所などに設置されることも多く、他県の状況を見ると立地要件を定めている県もあります。特に長野県の場合もそういった心配もかなりあるのではないかと思いますので、第2種事業を設定しないのは乱暴ではないかと思えます。

事務局
仙波

他県の場合、第2種事業を設けなくて、立地条件によって対象規模要件を設定している自治体もあります。岡山県のように全事業を対象としている自治体もありますが、立地による規模要件を設定している場合においても国立地域で5,000kWや7,500kWとしている自治体なども存在し、そういった自治体の状況も踏まえながら検討しております。また、街中で地熱発電を行うことはありませんので、基本的には立地によらず規模要件を一律としている考え方になります。緩い規模要件で一律網を掛けているということではなく、他自治体や国と比較しても厳しい規模要件で網を掛けていますので、第1種事業しか設定しておりません。

片谷委員長

地熱に関しては国立公園では全事業としている自治体もあり、そういった所ではアセス逃れとして国立公園の外から斜め掘りで行われることがあります。

他自治体と比べた場合に、5,000kWという数字は資料4-3のウを見ていただくと分かりますが、ほとんどの自治体の第1種事業と比べてかなり小さい数字となりますので、決してこの数字が緩いというわけではありません。第2種事業を設けていない自治体で5,000kWより小さい規模要件としている自治体は佐賀と長崎になりますが、それ以外は5,000kWより大きい数字であり決して緩い数字ではありません。富樫委員どうぞ。

富樫委員

長野県は地形が厳しく、付帯施設として道路等を設置する場合、非常に問題が起こり得る場所であると思えますので、できれば他自治体のように立地による規模要件を検討

してもよいのではないかと思います。

片谷委員長

亀山委員どうぞ。

亀山委員

地熱発電の候補地を長野県内で考えていただきたいのですが、国立公園以外で考えられないと思います。それから委員長が先ほど言われた国立公園の外からの斜め掘りについてですが、現在は環境省が一種特別地域まで規制を緩和しておりますので、特別保護地区以外であればどこからでも斜め掘りが可能です。そうなるというところで事業が行われる可能性があるので、地熱発電を実施するのであればアセスメントを行うようにしなければなりません。5,000kWであるからよいとはとても言えません。

片谷委員長

いずれにしても今日ここで結論は出そうにありませんので、先ほど申し上げた私の個人的な意見を申し上げておきますが、この規模要件というのはこれを満たさなければ環境配慮をしなくてよいというわけではありません。そこは是非委員の皆様にも御理解いただきたいと思います。アセスという制度は環境配慮を事業者にしてもらうための制度ですので、アセスの制度によって何かを規制しようというものではありませんからそこは十分配慮いただいた上で新たな御提案をお願いしたいと思います。

亀山委員

一言よろしいですか。委員長の御発言が良く理解できませんが、環境への配慮については制度上から言うと対象になるかどうかによって決まるものであり、対象になると環境への配慮が義務付けられるものです。対象にならなければ制度からは外れ、環境への配慮をしないということになりかねないものであり、委員長の発言には疑問を感じます。

片谷委員長

私の個人的な意見として申し上げたことであり委員長として申し上げたことではありません。規模要件に満たない事業に対して開発事業であるならば、環境への配慮は本来国民の義務としてすべきだというのが私の意見です。規模の大きいものに関しては事業ごとに環境配慮の内容がばらばらになるのを防ぐためにアセスという制度が作られているのであって、それに満たない事業をすべて審査することはできないので、事業者の自主的な努力に委ねられているというのが私個人の理解です。委員長としての発言ではありませんので誤解の無いようにお願いします。野見山委員お願いします。

野見山委員

次回がありそうですので、意見だけ申し上げておきます。

事業を問わない一定規模以上の土地改変について、第1種事業50ha、第2種事業30haとしておりますが、他自治体の状況を見てみると、山梨、岐阜及び三重などは長野よりも規模要件が低いのが分かります。一つはどのような根拠でこの規模要件が示されているのか、他県ではどのような検討をしてこのような規模要件になったのかを教えてくださいたいと思います。その上でこの規模要件が妥当なのかを考えさせていただきたいと思います。

片谷委員長

継続審議とするかどうか、事務局ではどのようにお考えですか。規模要件など、新たな数字を提案したいという委員もいらっしゃいますが、それらの意見を受けるための猶予はありますか。

事務局
仙波

御意見を伺える部分については、本日伺っておきたいと思います。意見は今週中までにいただきたいと思います。

片谷委員長

条例改正案に関するこの委員会での審議は行わないということで良いですか。

事務局

元々、条例改正を行う際にこの委員会の意見を聴くという規定にはなっておりませ

仙 波 ン。御意見に対する事務局の考えを明らかにする必要はありますが、委員会の場において了解をいただかなくても、個別に委員とのやり取りなどでも可能と考えています。

事務局
林 本日この案を出すにあたりましては、必要な手続きを踏んだ上で、例えば面積要件等ではゴルフ場、スキー場などの基本的な考え方に基づき整合性を取り、太陽光発電ではその特性を考えて通常より規模要件を引き下げるといった議論をしてきた上で本日の案を示しておりますが、この案について、他の委員の方々の御意見もお聴きしたいと思います。

片谷委員長 いずれにしましても、条例案を確定させること自体がこの委員会の役割ではありません。ただし意見を述べることは可能であるということであり、新たな規模要件の数字を提案していただくことも可能であるということです。それを前提に御意見を伺いたいと思います。佐藤委員お願いします。

佐藤委員 一つは長野県の隣県との整合性を合わせる必要があるということ、一つは面積のことが論点となっておりますが、長野県の県土は緻密であり、日本における生物多様性のホットスポットであるということはよく知られておりますので、長野の独自の規模要件などを検討していただきたいと思います。

片谷委員長 大窪委員お願いします。

大窪委員 基本的には亀山委員と富樫委員の御発言に賛同いたします。特に太陽光は盆地という地形では非常に小面積でも景観に影響を与えるということが実際にあります。伊那盆地では散見される事例であり、特に段丘崖の斜面林が太陽光により開発の影響を受けており、どの規模でアセスの手続きを課すかというのは現時点では言えませんが、専門委員会の御提言よりは厳しい要件とした方が良いと思います。

片谷委員長 小澤委員お願いします。

小澤委員 資料4-3について、長野県の案よりも厳しい要件としている自治体の考え方を参考として示していただければよいのではないかと思います。

事務局
仙 波 先ほどの野見山委員との意見とも関連しますが、太陽光発電をターゲットとして規模要件を設定している自治体は政令市の神戸市と福岡市しかありません。その他は結果として太陽光発電も対象となり得るということであり、太陽光発電に焦点を当てて規模要件を設定している都道府県はありませんので、参考となる事例ではありません。都道府県として太陽光発電を直接対象とするのは長野県が初めてですので、そういう意味では非常に積極的に対応していると考えます。神戸市については太陽光発電を対象にはしておりますが、他の事業種の面積要件と同じにしているとのことでした。また、5haという厳しい要件を設けていますが、これは自然の改変の面積が対象となります。今回の改正案は敷地面積を対象としているため、けっして緩い要件というわけではありません。

また、どの規模から対象とするのか、それ以外の規模についてはどのような対応とするのかというのを検討しながら20haという要件を設定していますので、20ha未満の事業については全く対応しないというわけではないということは御理解いただきたいと思います。

片谷委員長 陸委員は何かありますか。

陸委員 根拠を持って言えるものはありませんが、先ほど亀山委員もおっしゃいましたが、50haの太陽光発電を設置した場合のフォトモンタージュや実際に県内で進んでいる太

太陽光発電の開発状況に関する資料があればそれを確認して意見を出せると思います。もしそのような資料があればいただければありがたいと思います。

片谷委員長

塩田委員どうぞ。

塩田委員

太陽光発電以外の規模要件は出力要件であるのに対して、太陽光発電だけが面積要件で判断しているのが気になります。

また、風力発電の規模について、10,000kWの規模要件を5,000kWとした理由を教えてください。

事務局
林

現在の条例対象事業は法律の第一種事業の50%を規模要件としておりますが、風力発電の場合は国に先駆けて対象事業とし、その後法律の対象事業となりましたので、法の規模要件と同じ規模要件となっております。そのため、今回、基本的な考えに基づき、法律の規模要件の50%である5,000kWとしました。

また、太陽光発電の規模要件を面積要件としていることについてですが、太陽光発電の場合は供用時に排ガスの排出などの環境影響はありませんし、山林等でゴルフ場やスキー場等を建設するのと同様の環境影響であろうという考えから、面積要件で設定するのが妥当と考えます。

なお、こういった議論については専門委員会議で審議をしてきており、それを受けて事務局ではこの案を出させていただきましたが、本日の段階で御了承いただけないということであれば、今後の予定等についても至急検討させていただきたいと思います。

塩田委員

事務局に確認したいことがあります。この技術委員会での意見は書面として出せるのでしょうか。

事務局
仙波

アセス条例を改正する際にこの技術委員会の意見を聴取するという制度にはなっておりませんが、今回いただいた意見は、今後県として検討する際に資料として使用させていただく形にしたいと思います。

片谷委員長

時間をかなり超過しておりますので、その他御意見がある方については、事務局で適宜御対応いただければと思います。

一通り御発言をいただきましたので、事務局で対応を検討していただき、今後の予定も含めて至急検討いただきたいと思います。

これは条例案ですので、委員会が条例案を作成する立場ではありませんので、あくまで意見を述べるという立場になります。今後、庁内の関係課との調整を踏まえて条例案を作成し議会に提出されるということだと思いますので、委員の皆様もそのように御理解いただきたいと思います。

この件について、その他意見がある委員は今週中に事務局にメール等で御連絡をお願いします。また、先ほど陸委員からリクエストがありました既にある太陽光発電所の写真等は事務局にありますか。

事務局
仙波

何箇所か視察した際のデータはありますし、林地開発の許可における事前相談などから現状の計画をお示しすることはできます。

片谷委員長

新規にデータを収集するのは時間が足りませんので、事務局が所有する資料をメール等で各委員に配布していただくということをお願いしたいと思います。

亀山委員どうぞ。

亀山委員

この条例案の扱いについて、本年度の技術委員会での審議案件の中では、かなり重要な内容になると考えますが、その全体像が見えてこないのですスケジュール等を明確にし

ていただきたいと思ひます。

事務局
仙波

この技術委員会の中で直接審議していただくのが技術指針及び技術指針マニュアルになりますが、10月以降の技術委員会では条例、規則の内容を踏まえて実際にアセスを実施するにあたっての指針について2～3回ほど検討いただくということを予定しており、その前段として、本日は条例改正そのものについてこの委員会で御説明する予定でありました。今後においては技術指針について技術委員会に御諮りする予定です。

片谷委員長

では、この議題はここまでとさせていただきます、あとは事務局において検討をしていただくことを至急お願いしたいと思ひます。

事務局からその他の議題で資料5の説明をお願いします。

事務局
仙波

資料5「確認調査結果【長野県】」を御覧ください。こちらについては、以前に送付させていただきましたしまして、併せて非公開資料になっている個別の重要種の確認位置についても別資料としてお送りさせていただきました。

内容については、リニア中央新幹線の準備書に対する知事意見として追加調査の実施を求めましたが、知事意見に基づいて実施した平成26年度中の動植物に係る調査結果をまとめたものです。平成27年6月12日に県へ提出されるとともに、JR東海のホームページでも公表されており、この資料5は公表資料です。資料5-1の1番下の部分で、(参考)の環境影響評価準備書に対する知事意見でJR東海に求めた関係事項とありますが、今回報告いただいている内容の関係する知事意見を抜粋しています。ミヤマシジミやキマダラルリツバメの関係や、工事用車両の運行に伴う動植物への影響の関係、ミゾゴイ及びブッポウソウの関係、大鹿村釜沢の非常口で動植物の調査が不足している部分がありましたので、その調査結果です。また、事業の実施により水量が低下する可能性がある沢や池等において、動植物の影響を調査するというところで、これらの内容が報告されております。

まず、資料5-1で説明させていただきますが、1の(1)の①から⑤の内容について、平成26年度中に実施された調査結果がまとめられています。この中の③南アルプス源流部における動植物の重要種全般については、JR東海が独自に今回調査をしていただいたということで、全く新しい内容になっています。

(2)では新たに確認された重要種の数を整理しています。A地区の大鹿村釜沢が一番奥の非常口の部分で調査箇所が不足していた部分であり、これについて調査を実施したものです。資料5の1-7ページを御覧ください。三日月型に実線で書いてある部分があるかと思ひます。これは600mという範囲内でJR東海が準備書の段階で調査した場合に、この部分が不足しているのではないかと技術委員会で指摘をして、追加の調査を求めた部分です。今回、この三日月部分の四季の調査を実施しました。それぞれ、動物と植物について重要種は記載の数を確認しているということです。

山岳トンネル上部については、平成24年度にJR東海が調査した結果があり、評価書の資料編に記載していますが、その場所以外で新たに沢と交差する地点で調査を実施したというもので、表に記載の数だけ新たな重要種が確認されているということです。

南アルプス源流部ですが、これまで調査を行っていない箇所、かなり陰しい場所だと伺っています。そういった場所でも出来る限り調査を行ない重要種の確認を行ったとのことです。

調査結果に対するJR東海の見解は(3)に記載のとおりです。大鹿村釜沢のA地区の三日月型の範囲については、もともとの非常口からはかなり離れた場所で、変更の可能性がある範囲からはかなり離れた地域ですので、事業の実施に伴う影響はごく僅かだと判断されています。これから工事計画を詳細に検討していく中で、環境保全措置も具体的に決定していくとのことです。

山岳トンネル上部については、まずは環境保全措置としてトンネル工法等で減水が起きないようにしますが、減水の可能性が出てきた場合には大鹿村でも現在実施している

河川のモニタリングを実施するとのことです。また、モニタリングによって動植物の影響が懸念される場合には、専門家の助言を踏まえて環境保全措置を検討したいということです。

ミゾゴイ、ブッポウソウ等の個別の重要種については、それぞれ専門家の助言をいただきながら具体的な環境保全措置を決定していくということになっております。

2. 今後の対応については、個別の関係する委員の方に対しましては、8月10日には大窪委員と中村寛志委員に、本日の午前中には中村雅彦委員に御説明したという経過でございます。そこで出た意見については、委員限りの資料として別紙にまとめております。この他にも御意見があれば、それも合わせてJR東海の方に県からの助言という形で提出いたします。大鹿村の水資源の事後調査計画の時もそうでしたが、それに対する見解について事業者から文書としていただき、県のホームページで公表していくという、これまでと同様の手続の中で対応していきたいと考えています。

時間の関係もありますので、確認調査結果は簡単に説明させていただきます。

動物についての調査結果は、1-10ページ以降になります。大鹿村釜沢の三日月型の不足していた地点については、表1-1-4-1に確認されている種が一覧になっています。本文の2行目に「今回現地で新たに」という記載がありますが、これは従前の釜沢A地区で行った調査では見つかっていなかった種ということです。釜沢の今まで調査しているところ以外の三日月の地点で見付かった種が、No. 1から3です。この中でNo. 2のシナノホオヒゲコウモリというのは、釜沢に限らずすべての地点において新たに見つかった種です。資料5-1の(2)の表の括弧で書かれている部分ですが、これが他の地域を含めて初めて確認された重要種の数と整合するようになっていきます。鳥類については、No. 7のサンコウチョウが新たに釜沢で確認された種です。全く新たに発見されたものはありません。昆虫類についてはトビケラが、魚類についてはイワナ類が、底生動物についてはヒメヒラマキミズマイマイが釜沢で新たに発見されたものです。

個別の14種について1-15ページに記載ありますが、ミゾゴイやブッポウソウについては、従前の情報等と同じ状況ではありますが、ミゾゴイについては非常に離れた地域で鳴き声が確認されたということです。ブッポウソウについては、中川村で繁殖行動が確認されたということで、今後具体的な工事計画が出てくる中で環境保全措置についても検討するという内容になっています。ミヤマシジミについては個体が確認され、その食事であるコマツナギも調査を行ない、これも今後の具体的な計画を検討する中で環境保全措置についても検討していくという内容になっています。キマダラルリツバメについては現地では確認されなかったということですが、先日の中村寛志先生との打ち合わせの中で現地の専門家が確認されているとのことでしたので、そういったものをJR東海に提出しながら、さらに調査を求めているという状況になっています。1-16ページが猛禽類について、評価書の段階ですでにJR東海の方で影響があると位置づけているものについて追加の調査を実施しているもので、これらについては引き続き調査をしていくとしています。

山岳トンネルの部分については1-18ページから図面がありますが、平成24年に実施した地点は黒色で示しており、赤色の地点が今回新たに実施した調査ということです。大鹿から南木曾まで主な沢について実施しており、地点数としては今回拡充されました。調査結果については1-23ページ以降に記載がありますが、(1)哺乳類については下から3行目のところで、評価書においても確認された種、先ほどの地図でいうと平成24年に調査された黒色の地点で確認された種について、本文中で言及する形になっています。表1-2-4-1では、ニホンカモシカが平成24年度も今回も見つかったもので、カワネズミについては平成26年度の調査で新たに見つかったということになります。同様に1-24ページの(2)鳥類については、本文中で言及されている種はありませんので、これらの3種については平成24年の調査ではなく、今回平成26年の調査で新たに見つかったということになります。(3)の爬虫類についても同様です。(4)両生類については、トノサマガエルが今回の調査で新たに見つかったということです。(5)昆虫類も多く種が新たに見つかっていますが、この中でNo. 5のチツゼミ、No. 10のヒラノアカヒ

ラタゴミムシ、No. 11のキボシツブゲンゴロウ、No. 17キイロフタマタアミカの4種類についてはこの山岳トンネル部だけで見つかっただけでなく、他の地点も含めて新たに見つかった種となっております。1-28ページは(6)魚類についてですが、今回の調査では新たにカジカが見付かっています。

1-29ページからが南アルプスの源流部における動物の調査で、こちらはJR東海で独自に実施した調査です。全く新たな調査地点で、1-31ページが具体的な調査地点となっており、大鹿村の小河内沢川のさらに上流部で調査を実施しています。調査結果については、1-34以降になります。哺乳類としてニホンカモシカが見付かっています。1-36ページでは昆虫類について、新たに見つかった種の記載がございます。

2-1以降が植物になりますが、調査内容については同様です。大鹿村釜沢のA地区の不足している三日月の地点、南アルプスにおいて移植・播種を予定している重要種であるトダイアカバナとカワラニガナ、アゼナルコ、後は山岳トンネル上部と南アルプス源流部で調査を実施しています。

調査結果ですが、大鹿村のA地区については2-6ページ以降に記載がございます。三日月の部分で新たに見つかった種が本文中に記載されています。その中でNo. 2のトキワトラノオとNo. 5のイワアカザの2つについては、他の地点を含めて初めて見つかった種になります。2-7ページのNo. 1のミヤマコネジレゴケとNo. 3のイチヨウウキゴケの2つについては、他の地域を含めても初めて見つかった種です。2-8ページの地衣類についてですが、No. 2のフィリツメゴケは他の地域を含めても初めて見つかった種になります。

2-9ページ以降については個別の重要種ということで、トダイアカバナやカワラニガナ、アゼナルコについてさらに確認調査を実施し、工事計画が具体化する中で環境保全措置についても具体的に検討していくということです。

山岳トンネル上部についても先ほどの動物と同様に、平成24年度の調査に追加して、さらに平成26年度に赤色の地点で調査を実施したということです。調査地点が2-12から2-15ページまで記載されており、2-17ページ以降が調査結果の整理になります。2-17ページに、平成24年度に実施された調査で確認された種について本文中に記載されていますので、それ以外のものについては今回新たに山岳トンネル上部で発見されたものになります。その中でもNo. 11のフトボナギナタコウジュについては、他の地域でも確認されていない新しい種となります。

2-19ページが南アルプス源流部における調査地点になります。結果については2-24ページにございますが、No. 3のサナギイチゴについては他の地域でも確認されていない新しい種です。

今、御説明したような内容を踏まえて、それぞれの委員に御意見を伺いましたが、それをまとめたものが委員限りでお配りしている資料になります。

まずは、No. 1の鳥類の関係で、中村雅彦委員から環境保全措置を検討する上では繁殖期間、渡り鳥については渡来・渡去の時期を把握することが重要なため、地元の研究者等からそういったデータの入手に努めて具体的な環境保全措置の検討に活用すること、という御意見をいただいています。

No. 2で同じく中村雅彦委員からですが、重要種の確認場所について、「改変の可能性のある範囲の近傍」や「改変の可能性のある範囲から相当の離れた地域」といった表現がありますが、その定義を具体的に明記すること、という御意見です。技術委員会での準備書の審議の中でも話が出た内容と思いますが、評価書の中で定義されておりますのでこの結果報告の中でもそれが分かるような記載をしてほしいということです。

No. 3で大窪委員から、「長野県レッドデータブック動物編」について、26年度の調査は古いデータを参考に調査していますが、昨年度末に改訂版が出されたため新たにリストに追加された重要種についても適切に対応すること、という御意見です。

No. 4と5については中村寛志委員からの御意見で、工事計画は具体化していませんが、ミヤマシジミについて生息地の改変がされるようであれば、食草のコマツナギごと個体群を別の場所に移植する環境保全措置を検討してほしいという御意見がございま

した。キマダラルリツバメについては、現地の愛好家が確認している部分がございます。非常に局所的な発生ということですので、発生木の場所を来年も調査して工事計画を検討するにあたっては、そこを避けるような計画をしてほしいという御意見です。

No. 6は中村雅彦委員と大久保委員からの御意見ですが、クマタカの代替巢の設置やトダイアカバナの移植など具体的に行われている部分がございますが、その具体的な環境保全措置の状況についても報告してほしいという御意見がございました。JR東海の方でもどういった形になるかは別として、環境保全措置の実施状況についても報告することでお話をいただいています。

No. 7ですが、南アルプスの源流部の調査時期が9月下旬から10月下旬となっておりますが、現地は標高が高くこの時期では確認が困難な重要種も多いと考えられるので、追加調査の実施を検討してほしいという御意見をいただいています。こちらについては、JR東海の方で独自の調査として実施している部分で、なおかつ登山の装備のような格好でないとなかなか入れない場所ということで伺っていますので、安全性の確保ということで難しい部分もあるかとは思いますが、確かに年1回の調査では確認漏れする種も出てくるかとは思いますが、例えば工事の関係での立入とか何かの機会を通して、追加調査の実施も検討したいということでJR東海から話がありました。以上で御説明を終わります。

片谷委員長

ありがとうございました。

なにか御質問等ありましたら承ります。これについては JR 東海に対する助言を書面にてお伝えするかと思いますが、それはいつ頃になりますか。

事務局
仙波

すぐに工事が始まるわけではありませんが、今月中にはお出ししたいと考えております。本日の説明は簡易なものになってしまいましたので、これについても御確認いただき、何かお気づきの点があれば今週中に御意見をいただきまして、本日の資料に追加する形で取りまとめます。それをもう一度確認いただくような形で手続きを進めたいと思います。

片谷委員長

今説明がありましたように、この調査結果に対する御意見あるいは事業者に対する助言等ありましたら、今週中に事務局にお願いします。

私も本日の午前中の JR 東海との打合せに同席しましたが、かなり調査の難しい場所などもあるようですが、調査に対しては前向きな姿勢を感じました。調査の内容については改善すべき点がいろいろあるようですので、お気づきの点がありましたら事務局にお願いします。

それでは全体を通して御意見等ありましたら承ります。特に御発言等ありませんので、議事としてはこれで終了とさせていただきます。

では、今後のスケジュール等について事務局からお願いいたします。

事務局
仙波

本年度の本委員会の今後の審議予定ですが、中部横断自動車道、伊駒アルプスロード、穂高広域施設組合のごみ処理施設等の方法書が予定されています。10月以降は、技術指針や技術指針マニュアルの改正についても委員会で御審議いただくということで考えています。委員会の日程ですが、3月まで毎月1回という形で調整させていただいており、9月は9月11日の午前中という連絡を申し上げておりますが、定足数を満たすのが難しい状況になっていることや、中部横断自動車道の案件がまだ先になりそうですので、こちらについては開催しないということにさせていただきます。今のところ必ず実施する予定は、10月22日（木）の午後ということで御案内していますが、技術指針の改正等について御議論いただきたいと思っています。本日、条例改正の関係と JR 東海の確認調査結果について御説明いたしましたが、追加の御意見等がございましたら、短期間で恐縮ですが今週中に事務局宛てにメールを送っていただくということで、よろしくお願いいたします。

片谷委員長

事務局からの説明は以上です。

何か御質問ありますでしょうか。
特に御発言が有りますので、事務局にお返しします。

事務局
寒河江

本日の技術委員会をこれで終了します。
ありがとうございました。